

さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、さつまいもの生産・流通体制の強化を図るため、農業者等が実施する育苗用施設や貯蔵施設の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、市町村又は事業実施主体に対し補助金を交付する。

(補助の対象、経費及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業区分、経費、事業実施主体、補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(流用の禁止)

第3条 別表の事業区分欄に掲げる1と2に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに交付申請書（様式第1号）正副2部を、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなけ

ればならない。

- 2 前項の交付申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下同じ））があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延届出書（様式第2号）を所轄農業事務所を經由し知事に提出し、その指示を受けること。
- 三 事業の着手は、補助金の決定を受けてから行うこと。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することが出来る。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。

また、交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、知事の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届（様式第3号）により、所轄農業事務所を經由し、知事に提出すること。

- 四 その他知事が必要と認める事項。

（承認の手続）

第6条 前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を、所轄農業事務所を經由し、知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第10条に規定する事業の遂行状況を報告しようとするときは、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在で作成した遂行状況報告書（様式第5号）により、当該年度の1月15日までに、所轄農業事務所を經由し、知事に報告しなければならない。

ただし、第10条に規定する概算払請求書を提出した場合又は第8条に規定する実績報告書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告をしようとするときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)正副2部を、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって第4条第2項ただし書きに該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第7号)により速やかに所轄農業事務所を経由し知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条に規定する補助金の交付を請求しようとする時は、交付請求書(様式第8号)を、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第2項に規定する概算払いによる補助金の交付を請求しようとする時は、概算払請求書(様式第9号)を、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第21条第1項第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、事業を行うにあたって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事

項) が第4条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、交付決定をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

- 一 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- 二 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

第12条 事業実施主体は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、補助対象経費（事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について当該取得財産等の処分制限期間中は、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(財産の管理)

第14条 事業実施主体は、取得財産等については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附則

本要綱は、令和5年6月14日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別表（補助金交付要綱第2条関連）

事業区分	経費	事業実施 主体	補助率
<p>1 苗の生産・供給体制の整備</p>	<p>事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費、又は事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費に対し、市町村が補助する場合に事業実施主体が事業に要する経費</p> <p>(1) 育苗用施設の整備に要する経費</p> <p>(2) 育苗に必要な保温設備・資材の導入に要する経費</p>	<p>(1) 認定農業者</p> <p>(2) 認定新規就農者</p> <p>(3) 農業協同組合等</p> <p>(4) 市町村</p> <p>(5) 公社</p> <p>(6) 民間事業者</p>	<p>1/3 以内</p>
<p>2 貯蔵施設の整備</p>	<p>(1) 定温貯蔵庫の整備に要する経費</p> <p>(2) 貯蔵用コンテナの導入に要する経費 (定温貯蔵庫の整備と一体的な導入に限る)</p>	<p>(1) 認定農業者</p> <p>(2) 認定新規就農者</p> <p>(3) 農業協同組合等</p> <p>(4) 公社</p>	
<p>重要な変更</p>			
<p>事業内容の変更</p> <p>(1) 事業の中止又は廃止</p> <p>(2) 事業実施主体の変更</p> <p>(3) 事業実施地区の変更</p> <p>(4) 事業区分の廃止</p> <p>(5) 事業実施主体にかかる事業費の 30 パーセントを超える増減又は補助金の増</p>			

様式第1号（第4条関係）

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金交付申請書

番 号
○年○月○日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

○年度において、下記のとおりさつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金○○, ○○○, ○○○円の交付を申請します。

記

1 事業の目的、内容

さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実施要領 別記1実施計画書のとおり

2 経費の配分及び負担区分(A)+(B)+(C)

区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要 する(した) 経費 (A)+(B)	負 担 区 分			備 考
			県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
○○○○に要 する経費	円 ○○○	円 ○○○	円 ○○○	円 ○○○	円 ○○○	
○○○○に要 する経費	円 ○○○	円 ○○○	円 ○○○	円 ○○○	円 ○○○	
別表の経費毎 に記載する						
計						

※ 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち県費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円うち県費○○○円」）を記入すること。

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日） ○年○○月○○日

4 市町村の予算措置状況

5 事業実施主体の収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	資金名
市町村補助金					
自 己 資 金					
借 入 金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
○○○○○○○費	円	円	円	円	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 別表の経費毎に記載する </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 本欄は経費毎に区分せず、予算額(精算額)の合計金額の記入で可（2の表中合計金額と照合する） </div>
○○○○○○○費					
計					

6 添付資料

(1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱(実績報告については不要)

(2) 実施設計書（出来高設計書）、カタログ等を添付すること。

※事業実績報告書については、契約書の写しを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業遅延届出書

番 号
○年○月○日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

○年○月○日付け千葉県生振指令第○○○○号で補助金交付決定のあった事業の遅延について、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき以下のとおり報告します。

記

- 1 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
- 2 補助事業の内容及び進捗状況
- 3 遅延理由
- 4 遅延に対して講じた措置
- 5 その他

様式第3号（第5条関係）

番 号
○年○月○日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業の補助金交付決定前着手届

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実施計画に基づく別添事業について、
下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議が無いこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

事業 実施主体	事業区分	事業量 (面積)	事業費	着手予定 年 月 日	事業完了 予定 年月日	理 由
合 計						

様式第4号（第6条関係）

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業
補助金変更(中止・廃止)承認申請書

番 号
○年○月○日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

○年○月○日付け千葉県生振指令第○○○○号で補助金交付決定のあったさつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

(注) 変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に、変更後をその下段に二段書きにして内容が対比できるように作成すること。また、事業区分の新設、廃止等を行う場合は、必要により様式第1号の下記1～6に準じて同様に二段書きすること。

様式第6号（第8条関係）

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実績報告書

番 号
○年○月○日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

○年○月○日付け千葉県生振指令第○○○○号で補助金交付決定のあったさつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

(以下、様式第1号に準ずる。)

(注) 交付申請と実績報告で変更がある場合、双方を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、交付申請時を括弧書きで上段に記載すること。

様式第7号（第8条関係）

番 号
○年○月○日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

○年○月○日付け千葉県生振指令第○○○○号で補助金交付決定のあった○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金について、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 年○月○日付け千葉県生振達第○○○○号による額の確定通知額
金○○, ○○○, ○○○円
- 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金○, ○○○, ○○○円
- 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金○, ○○○, ○○○円
- 補助金返還相当額（3－2）
金○, ○○○, ○○○円

(注) 事業実施主体の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号（第9条関係）

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金交付請求書

番 号
○年○月○日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

○年○月○日付け千葉県生振達第○○○○号で額の確定のあったさつまいも生産
拡大緊急プロジェクト事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記
のとおり請求します。

記
金○○, ○○○, ○○○円

様式第9号（第10条関係）

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金概算払請求書

番 号
○年○月○日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

○年○月○日付け千葉県生振指令第○○○○号で補助金交付決定のあったさつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金○○, ○○○, ○○○円

様式第 10 号（第 12 条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		年度		補助事業名		さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業									
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総 事業費 (円)	負担区分 (円)			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
								都道府県 費	市町村費	その他					
計															
計															
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。